

平成23年第1回竜王町議会定例会（第1号）

平成23年3月3日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（1日目）**

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 議第 4号 竜王町公共施設維持管理基金条例                             |
| 日程第 4 | 議第 5号 竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例                       |
| 日程第 5 | 議第 6号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第 6 | 議第 7号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例     |
| 日程第 7 | 議第 8号 竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議第 9号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第 9 | 議第10号 竜王町教育厚生施設等整備基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第10 | 議第11号 竜王町母子福祉年金支給条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第11 | 議第12号 竜王町父子福祉年金支給条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第12 | 議第13号 竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第13 | 議第14号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第14 | 議第15号 竜王町農村公園の設置および管理に関する条例を廃止する条例                |
| 日程第15 | 議第16号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例を廃止する条例                    |
| 日程第16 | 議第17号 竜王町産業振興条例を廃止する条例                            |
| 日程第17 | 議第18号 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第18 | 議第19号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第19 | 議第20号 平成22年度竜王町一般会計補正予算（第5号）                      |
| 日程第20 | 議第21号 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）        |
| 日程第21 | 議第22号 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）                 |

補正予算（第2号）

日程第22	議第23号	平成22年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第23	議第24号	平成22年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議第25号	平成22年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第25	議第26号	平成22年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第26	議第27号	平成23年度竜王町一般会計予算
日程第27	議第28号	平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定） 予算
日程第28	議第29号	平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定） 予算
日程第29	議第30号	平成23年度竜王町学校給食事業特別会計予算
日程第30	議第31号	平成23年度竜王町下水道事業特別会計予算
日程第31	議第32号	平成23年度竜王町介護保険特別会計予算
日程第32	議第33号	平成23年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
日程第33	議第34号	平成23年度竜王町水道事業会計予算
日程第34	議員派遣について	

**2 会議に出席した議員（12名）**

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
3番	圖司重夫	4番	村田通男
5番	山田義明	6番	山添勝之
7番	菱田三男	8番	若井敏子
9番	岡山富男	10番	小森重剛
11番	大橋弘	12番	寺島健一

**3 会議に欠席した議員（なし）**

**4 会議録署名議員**

2番	貴多正幸	3番	圖司重夫
----	------	----	------

**5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者**

町	長	竹山秀雄	代表	監査委員	吉田定男
副町	長	青木進	教	育長	岡谷ふさ子
会計	管理者	布施九藏	総	務政策主監	川部治夫
住民	福祉主監兼	山添登代一	産	業建設主監	小西久次
健康	推進課長		政	策推進課長	杼木栄司
総	務課長	松瀬徳之助	住	民税務課長	田中秀樹
生活	安全課長	若井政彦	産	業振興課長兼	井口和人
福	祉課長	吉田淳子	農	業委員会事務局	
建設	水道課長	村井耕一	教	育次長兼	赤佐九彦
学	務課長	富長宗生	生	涯学習課長	

**6 職務のため議場に出席した者**

議会	事務局	長	福山忠雄	書	記	臼井由美子
----	-----	---	------	---	---	-------

開会 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人です。よって、定足数に達していますので、これより平成23年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成23年第1回竜王町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中を万障お繰り合わせのうえご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

三寒四温を繰り返しながら、日一日と春めいてくることかと存じますが、議員の皆様にはご健勝にて、日々議会活動にご専念をいただき、あわせまして町政全般にわたりまして格別のご指導とご鞭撻を賜わっておりますことに深甚の敬意を表し、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、2月の政府月例経済報告によりますと、国内景気は持ち直しに向けた動きが見られ、足踏み状態を脱しつつあると発表されたところであります。しかし、総務省の2010年労働力調査では、1年以上の長期失業者が前年度より26万人増え過去最高の121万人になったこと、また、有効求人倍率も0.57倍と依然として厳しい数字であり、落ち着いているとは見られるものの円高基調であることも否めず、給与の伸び悩み等から雇用の実態はまだまだ厳しい状況が続いていると報じられております。

国の債務残高から金融資産を差し引いた金額とGDP対比の数字が、これはOECD調査による2009年度末の数字でありますけれども、108.3%になり、世界で一番悪い数字となっており、GDPも中国に抜かれ世界第3位となったことは皆様もご存知のとおりであります。国の借金が1,000兆円と、とてつもない大きな数字になっていることと考えあわせますならば、国際競争力の低下も心配されるところであります。

一方、このところの内閣支持率は下落一途でありまして、政局も雲行きがにわかには怪しくなっておりまして、景気回復には、政局の安定が何よりも肝要であり、国において政策議論がしかと交わされていなければならないと常に申し上げてきたところであります。国の新年度予算等、一刻の猶予も許されない状況にあると申せます。景気の持ち直しの傾向が語られようとされ始めた時であります。

国民は、一刻も早い新年度予算の成立と社会保障をはじめとする政策議論を交わしてもらいたいと思っているところでございます。

かかる情勢下におきまして、本町の新年度予算編成に取り組ませていただいたところではありますが、概算要求にて歳入歳出の差が7億円という大きな数字になりました。昨年度は12億円でしたので、財政健全化重点取り組み初年度の成果が出たものと評価できますものの、この7億円の数字を圧縮することの難しさを改めて痛感したところでございます。

私は、21年度決算に基づく実質公債費比率の数字が20.1%であり、県下19市町の中では一番悪い数字であることと、7億円という数字の大きさを考えあわせ、重点取り組み期間の後半に向かって謙虚に実態をお伝え申し上げ、ご協力とご理解を求めてまいったところでございます。

平成23年度竜王町一般会計予算は、46億7,100万円とさせていただいたの上程でございますが、前年度対比1.5%減の緊縮型であります。予算編成において鋭意査定作業に努めました結果、近年かつてない多額の財政調整基金4億5,000万円強を繰り入れることとさせていただいたところでございますが、引き続き町の財政が逼迫していることにご理解を賜わり、議員各位におかれましては予算審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

さて、12月の議会より報告させていただいております平成22年第4回定例会以降の町の動きにつきまして、かいつまんでご報告申し上げたいと存じます。

まず、総務政策部門でございますが、1. フレンドタウン竜王オープンに伴い、役場西県道・町道交差点に3灯式信号機を12月20日設置していただきました。2. 雪国まいたけ滋賀パッケージセンターが、1月の中旬に稼動いただきました。3. 竜王町財政健全化に向けて、竜王町行財政改革推進委員会より1月26日に答申をいただきました。4. 第五次竜王町総合計画の基本構想、「“ひと” 育ち みんなで煌く 交竜の郷」を竜王町の将来像に掲げ、2月2日の臨時議会で可決いただきました。5. 財政健全化に向けた緊急区長会を2月4日に、財政健全化住民説明会を2月9日～2月28日にさせていただき、ここでは住民の皆様からは、たくさんのご意見を頂戴いたしました。中でも町の将来を心配して下さる声が多かったことから、何ともしも町を持続させねばならないと再認識のうえ、実質公債費比率の数字に歯止めをかけ、また、今年が財政健全化の取り組みの正念場となる年であり、「確かな変化を生じさせる年」にしたいと考えております。6. 念願のフレンドタウン竜王が、2月6日にオープンいたしました。7. 初めての

試みであります「竜王町経済交竜会」を、2月15日に開催いたしました。町内の主な企業の方々・商工会・行政が一堂に会して、企業が活動しやすい環境整備などについて意見交換いたしました。

次に、住民福祉部門でございますが、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種の費用助成を、2月1日から開始いたしました。

次に、産業建設部門でございますが、総務課・生活安全課・建設水道課共通で、会計検査院第3局環境検査課による会計実地検査が1月17日～1月20日にわたって行われました。この検査では、武道交流会館・下水道・地域グリーンニューディール基金事業・合併浄化槽が対象になり対応を行いました。

次に、教育委員会でございますが、1. 1月7日にはコマツキャブテックから図書の寄贈をいただき、また、学校図書館補助員を3名配置いたしました。2. 学校給食センターで職員のノロウイルス集団感染によって、学校給食を1月21日より全面中止にし、2月1日より米飯のみ再開、2月14日より全面再開いたしましたので、米飯は再開いたしましたものの、15日間ご迷惑をおかけいたしました。3. そして、3月1日に公民館の竣工式を行いました。

以上、この間の主な動きを申し上げます。なお、本定例会に提案申し上げます案件は、条例関係16件、平成22年度補正予算7件、平成23年度竜王町当初予算8件、計31件であります。何とぞ慎重なる審議を賜わり、お認めを賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

**○議長（寺島健一）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、2番 貴多正幸議員、3番 圖司重夫議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 会期の決定

**○議長（寺島健一）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（寺島健一）** ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

これより、一般行政について町長より、また、教育行政について教育長より、それぞれ方針表明の申し出がありますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 平成23年度竜王町行政執行方針を申し上げます。

基本方針でございますが、本日ここに、平成23年第1回竜王町議会定例会を開催し、提出いたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、新しい年度に向けた町政の執行についてその方針を申し述べます。

まずはじめに昨今の社会経済の状況であります。わが国経済は、リーマンショック後の経済危機の克服に向かうものの、足もとについては、失業率が若年層を中心に依然として厳しい状況にあります。加えて物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いており、円高、世界経済の動向等、景気の下押しリスクについて注視していく必要があるとされています。

また、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進んでおり、わが国財政は厳しさを増しており、国債発行に過度に依存した財政運営は、もはや困難な状況にあります。

このような状況の中、平成23年度は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、予算、税制等による「新成長戦略」の本格的実施等を通じて、雇用・所得環境の改善が民間需要に波及する動きが徐々に強まることから、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むことが見込まれています。

平成23年度の国の予算編成は、「成長と雇用」を最大のテーマとし、今後需要が拡大していく分野を中心に雇用を増やし、経済成長の要としていくための政策に重点を置き、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものとするとともに、持続的な成長の基盤を築くこととしており、これまで十分に光が当てられてこなかった分野を含め、国民の生活を第一に掲げ、子ども手当の上積み、高校実質無

償化の継続、求職者支援制度の創設等を着実に実施していくこととされています。

次に、県予算の状況であります。平成23年度予算は、直近の経済動向や国の中期財政フレーム等を踏まえて試算した財政収支の見通しでは、編成段階において190億円の財源不足が見込まれ、加えて財政調整基金、県債管理基金といった財源調整的な基金の残高見込みが合わせて50億円程度しかないこともあって、厳しい状況となっております。こうした状況を踏まえ、昨年10月に次期行財政改革方針案とあわせ、具体的な見直し項目について事業見直し（案）として市町に示されたところです。

さて、本町でございますが、リーマンショックに端を発した日本経済の停滞から平成22年度予算編成時に大幅な財源不足を生じ、平成22年度・23年度を財政健全化に向けた取り組みの重点年度と位置づけ、その取り組み内容について住民説明会を実施し、住民皆様のご理解をお願いしたところです。

特に平成23年度の取り組みについては、直接住民皆様に関わりのある福祉施策の見直しということで、誠に胸の詰まる思いであります。しかし、これも町財政の状況が厳しい中、将来にわたって持続可能な行財政経営を行っていくための一つの手段として、町単独の福祉施策の制度自体は存続させ、真に支援が必要な方へ支援を行うよう見直しをさせていただくものです。

住民説明会では、一定のご理解をいただくとともに、たくさんのご意見を頂戴いたしました。これらのご意見は真摯に受け止め、今後の行政経営に活かしてまいりたいと考えております。

また、平成23年度は、先の臨時議会におきまして基本構想をお認めをいただきました第五次竜王町総合計画のスタートの年であります。町の将来像を「“ひと”育ち みんなで煌めく 交竜の郷」とさせていただいたものです。竜王町は今、大きな変化の時期にあり、これをチャンスとして活かすためには、「ひと」の力と「みんな」の協働が必要不可欠であります。

先般、平成22年の国勢調査の速報が発表され、竜王町の国調人口は1万2,918人で、平成17年の調査に比べ362人、2.7%の減少となりました。総合計画においても、今後10年で総人口が約1,000人減少すると予測しています。予測では、特に子どもと働き世代に集中して減少するとしており、このことは税収の減少やまちづくりの役割の担い手層の変化、さらなる人口減少の加速など、竜王町の存続そのものに大きな影響をもたらします。

このことから、計画では10年後の将来人口を1万4,000人とさせていた



だいたところではあります。厳しい財政状況ではあります。平成22年度にはアウトレットパーク滋賀竜王やフレンドタウンといった交流人口の増加が見込まれる施設がオープンし、県有地の竜王岡屋工業団地開発における将来の希望も見え、総合計画の実現に向け、一つひとつ目標に向かって取り組みを始めてまいりたいと考えております。

次に平成23年度の予算編成の方針ですが、平成22年度に引き続き実質公債費比率の改善をはじめ本町財政の構造改革を図るべく、財政健全化に取り組んでまいります。住民皆様にご辛抱、ご負担をおかけする内容もございますが、これらの取り組みが着実に実行されることにより、本町の財政経営全般において確かな変化が生まれるものと確信しています。

また、第五次竜王町総合計画において基本目標としている人口増加に向けた施策に重点配分し、目標達成に向けた着実な一歩を踏み出すものとします。

「“ひと” 育ち みんなで煌めく 交竜の郷」づくりをめざす指針として、①豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり、②みんなが安心して暮らせるまちづくり、③チャンスを活かすたくましいまちづくり、④町民と行政との協働により築くオリジナルのまちづくり、の4本を柱として行政経営に当たってまいりたいと考えております。

平成23年度の具体的な事務事業につきましては、次のとおりでありますので、今後の行政経営につきまして変わらぬご支援とご協力をお願いする次第でございます。

施策の内容を具体的に申し上げますと、「1. 豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」でございますが、先人達が守ってきた自然環境や風土、築いてきた暮らしや歴史・文化遺産に加え、新たな魅力を活かすことで、すべての町民がまちに誇りを持ち、次世代へと継承していくための取り組みを実施します。項目としては、カシノナガキクイ虫の駆除等の実施、文化財基礎資料整備にかかる村絵図の電子データ化の実施であります。

「2. みんなが安心して暮らせるまちづくり」ですが、地球規模での環境問題や自然災害の発生、交通事故や犯罪・虐待による被害、食の安全など、町民が生活の中で不安を感じる要素は多岐に渡ります。このような中、悪質商法や振り込め詐欺をはじめとした消費者犯罪被害に遭わないようにするため、消費者の教育・啓発の推進の取り組みを実施します。

また、子どもの健やかな成長の支援、高齢期を健康でいきいきと暮らすための

支援など、生涯を通じた福祉・保健・医療の支援と教育面での支援を行うとともに、特に心身の発達に支援を要する子どもなどを支援する取り組みを実施します。

項目としては、公共施設維持修繕計画策定業務、消費者教育教材備品の整備、竜王町ふれあい相談発達支援センター設置、竜王町子育て支援拠点事業センター型の直営化、放課後児童クラブ活動施設整備に向けた実施設計、中学生海外派遣研修事業、竜王小学校大規模改造工事实施設計業務であります。

「3. チャンスを活かすたくましいまちづくり」ですが、町民生活が便利になり、まちを訪れる人が増えるなど、社会経済情勢が大きく変わろうとしている本町において、自然や歴史・文化、農商工が揃ったその利点を活かし、若い世代を中心とした定住人口増加ならびに企業誘致、産業の振興に向けた取り組みを実施します。

項目といたしましては、篠原駅周辺都市基盤整備、第6次国土利用計画策定、名神竜王IC周辺町有地への企業誘致実現に向けた事業可能性調査業務、国における戦略作物または水稻作付期間の間に作付けされる二毛作による契約野菜に対する助成の実施、町道松陽台安養寺線道路改築事業、都市計画マスタープラン変更策定、町内における地区計画の策定検討および空き家対策にかかる調査委託であります。

「4. 町民と行政の協働により築くオリジナルのまちづくり」であります。これからのまちづくりには、さまざまな場面での町民の参画が欠かすことができません。竜王町、自治会それぞれの運営や活動に、住民と行政がともにまちを築く取り組みを実施します。

項目としては、まちづくり活動表彰、協働のしくみおよびルール・自治体での協働推進の基本指針の策定、各地域における地域力の向上に向けたモデル地域でのコミュニティ計画の策定、町民が一堂に会し賑わうふるさと竜王夏まつり実行委員会への補助、町内での公共交通対策として実証実験の実施、定住人口増加に向けた住民参加による公開まちづくり研修事業、議会基本条例の制定にかかる研修事業であります。

「5. その他」でございますが、町議会議員選挙、農業委員選挙、県議会議員選挙、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業、道路台帳データ整備業務が新年度の主たる事業でございます。

以上、平成23年度の竜王町行政執行方針とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 岡谷教育長。

**○教育長(岡谷ふさ子)** それでは、平成23年度竜王町教育行政基本方針を述べます。

国は、新教育基本法の理念を具体的に実現するため、平成20年に教育基本法第17条に基づく教育振興基本計画を初めて策定いたしました。そこでは、以後10年間通じてめざすべき教育の姿を見据えたうえで、国の未来を切り拓く教育の振興に社会全体で取り組んでいく必要性を強調しています。

このことは、世界のグローバル化が進み、国内外における競争の激化や、知識基盤型社会の進展など、社会が大きく変化していく中で、国民一人ひとりの幸福で充実した生涯の実現や国際社会への貢献など、未来に向けてめざす豊かな社会づくりの礎は「人づくり」すなわち教育であることをうたい、「教育立国」を宣言したものです。

また、同法においては、「人格の完成」が生涯にわたる学習目標として位置づけられ、そのことは、幼児期の教育から始まり、それぞれの発達段階において常に求められる人格形成をめざすこと、つまり生涯にわたる学習を基盤に据えた取り組みが重要であると強調されています。

そこで、学校教育においては、今年度は小学校、来年度は中学校において全面実施となる新学習指導要領では、学校の教育課程の具体化に関し、引き続き「生きる力」をはぐくむため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のもと、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、さらには道徳教育や体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成が重視されています。

また、社会教育においては、次代を担う自立した青少年の育成に向けて、社会教育行政として学校支援地域本部事業を展開することにより、社会全体で子どもを育てる観点で取り組みを進め、地域の教育力向上を図ることが重要視されています。

さて、竜王町の将来像を定める第五次総合計画では、10年後のあるべき姿を「“ひと”育ち みんなで煌く 交竜の郷」と定めるとともに、人口減少に歯止めをかけ1万4,000人のまちにV字回復させる戦略が定められました。そして、この課題解決のために「教育によるまちづくり」が今後求められようとしています。

このときにあたり、役場前のタウンセンター構想により、公民館が年中無休のひとづくり・まちづくりの拠点としてリニューアルオープンするとともに、3階には「ふれあい相談発達支援センター」も併設して、きめ細やかな教育の実践を図ることとしました。

「まちづくりは人づくりから」と言われますが、言い換えれば、自分のためにだけ生きるのではなく人のために活動して働く人づくり、また、自ら学び社会への還元を実践する大人を育成することです。今、竜王町では、すべての人に出番があり、みんなが人に役立つことの喜びを大切にする社会づくりが求められています。

さらに、地域や社会の宝と言われる子どもを守り増やすためには、ハード的な戦略とともに子育て環境を整備していくことは重要であることから、幼稚園教育における預かり保育の充実を図り、子育てを支援していくことといたしました。

同時に、学校をはじめとする教育環境の充実整備も重点施策と位置づけ、ソフト・ハードの両面において「教育に熱心なまち 竜王」となりますよう、諸施策を展開してまいります。

竜王町教育委員会は、以上の具体的な事項も提示しつつ教育のあるべき姿を求め、「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本方針とし、関係教育機関等との密接な連携のもと、町民の理解と協力を得ながら、「教育でまちづくり」をモットーにして、積極的に教育施策を推進していきたいと考えております。

3 ページをご覧ください。教育行政の基本方針は、「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」です。平成23年度重点施策といたしまして、5つの重点目標のもとに数点の重点施策を設定いたしました。

1つ目、「『生きる力』をはぐくむ学校・園教育の推進」におきましては、地域に開かれた特色ある学校・園づくりの推進、学校・家庭の教育力向上による確かな学力の育成、新学習指導要領全面実施（中学校は平成24年）による教育課程の実施、読書活動の推進と道徳教育の充実による豊かな心の育成、積極的な生徒指導の推進と特別支援教育の充実、健やかな体づくりと体力の向上、教育環境の整備と充実および子どもの安全対策の充実を掲げます。

2つ目、「『共生の社会づくり』をめざす生涯学習の推進」におきましては、学校支援地域本部事業を契機とした地域づくりや人材の育成、公民館コンバージョンを機会に生涯学習支援体制の整備と充実、図書館活動の充実と学校図書館との連携による読書活動の推進、社会教育団体活動および地域づくり人材の育成と指導者の養成、豊かな文化財の保存活用と文化芸術活動の振興です。

3つ目、「人権尊重のまちづくりをめざす人権教育の推進」におきましては、人権尊重のまちづくりをめざす人権教育の推進、第54回県人権教育研究大会の

成果を生かした人権教育の推進、人権意識の高揚に向けた効果的な人権教育の推進、人権意識調査から見える課題解決への重点的な取り組みを掲げます。

4つ目、「健康で心のかよう生涯スポーツ・レクリエーションの推進」においては、スポーツ意識調査の実施とスポーツ振興計画の策定、スポーツ・レクリエーションの振興と推進体制の充実、武道交流会館をはじめとした体育施設の利活用の向上、各種スポーツ大会の開催と各種体育団体の組織強化と活動支援を設定いたします。

5つ目、「子育て支援の充実と未来を支える青少年の健全育成」では、学校支援地域本部の活動による地域の教育力の向上、幼稚園預かり保育による子育て支援の推進と幼保一体化の研究、ふれあい相談発達支援センター開設による相談支援活動の充実、青少年活動の支援と社会参加の促進、青少年の健全育成をめざす関係機関の連携と活動推進を掲げます。

これらの重点目標と重点施策につきまして、次のページから説明を載せさせていただきますので、お目通しいただきたいと思っております。

また、14ページからは具体的な努力事項をそれぞれあげております。

最後になりますが、22ページにありますように、今年度はいくつかの事業におきまして成果目標を設定し、目標達成に向けて事業推進にあたってまいりたいと考えております。

以上、平成23年度教育行政基本方針につきまして説明をさせていただきます。ご指導よろしくお願いたします。

**○議長（寺島健一）** 以上で、一般行政執行方針ならびに教育行政基本方針の表明を終結いたします。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |       |       |                                             |
|-------|-------|---------------------------------------------|
| 日程第 3 | 議第 4号 | 竜王町公共施設維持管理基金条例                             |
| 日程第 4 | 議第 5号 | 竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例                       |
| 日程第 5 | 議第 6号 | 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第 6 | 議第 7号 | 竜王町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第 7 | 議第 8号 | 竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |

|        |        |                                           |
|--------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第 8  | 議第 9号  | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第 9  | 議第 10号 | 竜王町教育厚生施設等整備基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議第 11号 | 竜王町母子福祉年金支給条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第 11 | 議第 12号 | 竜王町父子福祉年金支給条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第 12 | 議第 13号 | 竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例                |
| 日程第 13 | 議第 14号 | 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第 14 | 議第 15号 | 竜王町農村公園の設置および管理に関する条例を廃止する条例              |
| 日程第 15 | 議第 16号 | 竜王町企業誘致特別措置に関する条例を廃止する条例                  |
| 日程第 16 | 議第 17号 | 竜王町産業振興条例を廃止する条例                          |
| 日程第 17 | 議第 18号 | 竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第 18 | 議第 19号 | 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第 19 | 議第 20号 | 平成 22 年度竜王町一般会計補正予算（第 5 号）                |
| 日程第 20 | 議第 21号 | 平成 22 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）  |
| 日程第 21 | 議第 22号 | 平成 22 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 2 号）  |
| 日程第 22 | 議第 23号 | 平成 22 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）           |
| 日程第 23 | 議第 24号 | 平成 22 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）            |
| 日程第 24 | 議第 25号 | 平成 22 年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）         |
| 日程第 25 | 議第 26号 | 平成 22 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 3 号）              |
| 日程第 26 | 議第 27号 | 平成 23 年度竜王町一般会計予算                         |
| 日程第 27 | 議第 28号 | 平成 23 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算           |
| 日程第 28 | 議第 29号 | 平成 23 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算           |
| 日程第 29 | 議第 30号 | 平成 23 年度竜王町学校給食事業特別会計予算                   |
| 日程第 30 | 議第 31号 | 平成 23 年度竜王町下水道事業特別会計予算                    |
| 日程第 31 | 議第 32号 | 平成 23 年度竜王町介護保険特別会計予算                     |
| 日程第 32 | 議第 33号 | 平成 23 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算                  |

### 日程第 3 3 議第 3 4 号 平成 2 3 年度竜王町水道事業会計予算

○議長（寺島健一） 日程第 3 議第 4 号から日程第 3 3 議第 3 4 号までの 3 1 議案一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 4 号から議第 3 4 号までの 3 1 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。まず、議第 4 号から議第 2 6 号までの 2 3 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 4 号、竜王町公共施設維持管理基金条例につきましては、行政財産としての建物にかかる修繕および維持補修費用について、継続的かつ計画的に財源を確保することを目的とした「竜王町公共施設維持管理基金」を設置するため制定するものでございます。

次に議第 5 号、竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例につきましては、リーマンショック以後、わが国の経済情勢は、長引く経済不振により農業・商業・工業等あらゆる分野において厳しい状況が続いております。

一方では、今日まで地方を取り巻く環境も一段と厳しさを増しており、地方財政の抜本的な見直しをする中で、町の将来を見据えた確かな施策が求められ、このことから、町の産業の活性化と地域の活力を生み出すため、これまで竜王町企業誘致特別措置に関する条例、竜王町産業振興条例また竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例を制定し、新たな企業を誘致し、これにより産業振興を図ってまいったところでございます。

しかしながら、町内には多様な中小企業が多く、これまでの町の経済の発展に重要な役割を果たしていただいております、これからも町内の農業・商業・工業が発展し、経済活動が活性化することが必要であり、大切だと考えております。

そこで、町内各業種において新たに事業展開を行うための設備投資、事業拡大に伴う施設の新設・増設する工場・共同店舗等商業施設や農業施設など、町の産業の振興を促進するための施設整備に対して奨励金の支援をすることにより、産業の高度化および活性化ならびに町民の雇用機会の拡大を図るとともに、町の経済の発展に資するため、この条例を制定するものであります。

次に議第 6 号、竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が本

年4月1日から施行されることとなっており、これに伴い条例改正をお願いするものでございます。

この改正の主な内容は、非常勤職員について、定められた要件に該当する者が育児休業および部分休業を取得できることとし、また、育児休業および部分休業の取得できる期間および承認の手続き等を定めたく、竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

次に議第7号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、私が町長就任後、初めて予算編成をいたしましたのは平成21年度予算でしたが、その予算編成時に発生いたしましたリーマンショックに端を発した日本経済の混迷は、竜王町にも非常に大きな影響を及ぼしました。これにより法人税等の税収が大きく落ち込み、今後の財政運営が厳しくなるとの見込みから、平成21年度～平成22年度の2年間について、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正させていただき、町長・副町長の給与をそれぞれ100分の10・100分の5に相当する額を減じることとしたものでございます。

しかしながら、平成22年度から平成23年度にかけて、今回、財政健全化の取り組みを実施しており、住民の皆さまにもご負担をおかけしており、行政経営者として引き続き取り組む姿勢をお示しする必要があると考えております。

については、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正させていただき、町長・副町長について条例付則を新たに定め、平成23年4月分～平成24年3月分までの間、条例第2条に定める別表第1の規定にかかわらず、同表に掲げる額のそれぞれ100分の10・100分の5に相当する額を減じることとしたものであります。

次に議第8号、竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成21年度予算の編成時に発生いたしましたリーマンショックに端を発した日本経済の低迷により、法人税等の税収が大きく落ち込み、今後の財政運営が厳しくなるとの見込みから、平成21年度～平成22年度の2年間について、竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正で、平成21年4月分～平成23年3月分までの間、条例に定める給料月額100分の5に相当する額を減じることとしたものでございます。



しかしながら、平成22年度から平成23年度にかけまして、今回、財政健全化の取り組みを実施しており、住民の皆様にもご負担をおかけしていることから、人件費につきましても削減を行う必要があると考えているところであります。

については、竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正させていただき、教育長について条例付則を新たに定め、平成23年4月分～平成24年3月分までの間、条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる額から100分の5に相当する額を減じることといたしたいものであります。

次に議第9号、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましましては、平成23年度予算編成において、平成22年度に引き続いて財政健全化の取り組みを実施する中において、緊縮型の予算編成を余儀なくされ、住民サービスについてもご負担いただくこととしており、平成22年度に引き続いて平成23年度も、竜王町職員の人件費の削減についても行うことといたしました。このことにより、竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正いたしたく提案するものです。

主な条例改正の内容といたしましては、付則において管理職手当については竜王町職員の給与に関する規則で定められた額からそれぞれ「30%」を減じた額とし、地域手当については竜王町職員の給与に関する条例で「6%」とあるものを規則で定める割合とし、財政健全化の取り組みにより規則において「0%」とし、支給しないものとするものです。

次に議第10号、竜王町教育厚生施設等整備基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例につきましましては、積立金の原資とされる町政協力金についてご負担をお願いさせていただかなくなったこと、および竜王町公共施設維持管理基金条例の制定によって重複する各々の対象施設について、整合を図るとともにその明確化を図ることを目的に改正するものでございます。

次に議第11号、竜王町母子福祉年金支給条例の一部を改正する条例につきましましては、母子家庭の児童の健全な育成および福祉の増進を目的に町単独事業として行っている事業であります。

今回、財政健全化に向けた取り組みにおいて事業の見直しを行う中で、今後も持続的に支援を行うために、真に支援が必要な方に支援が行える制度となるよう、所得制限を設けることといたしました。所得制限につきましましては、国が実施しております児童扶養手当制度の所得制限額を適用させていただくものでございま

す。

また、母子家庭の対象につきましては、福祉医療費助成制度との整合を図る中で条文の整理を行うものでございます。

次に議第12号、竜王町父子福祉年金支給条例の一部を改正する条例につきましては、父子家庭の児童の健全な育成および福祉の増進を目的に町単独事業として行っている事業であります。

今回、財政健全化に向けた取り組みにおいて事業の見直しを行う中で、今後も持続的に支援を行うために、真に支援が必要な方に支援が行える制度となるよう、所得制限を設けることといたしました。所得制限につきましては、国が実施しております児童扶養手当制度の所得制限額を適用させていただくものでございます。

また、父子家庭の対象につきましては、福祉医療費助成制度との整合を図る中で条文の整理を行うものであります。

次に議第13号、竜王町心身障害児福祉年金支給条例の一部を改正する条例につきましては、心身障害児の健全な育成および福祉の増進を目的に町単独事業として行っている事業であります。

今回、財政健全化に向けた取り組みにおいて事業の見直しを行う中で、今後も持続的に支援を行うために、真に支援が必要な方に支援が行える制度となるよう、所得制限を設けることといたしました。所得制限につきましては、国が実施しております特別児童扶養手当制度の所得制限額を適用させていただくものでございます。

次に議第14号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、財政健全化に向けた取り組みにおいて事業の見直しを行う中で、福祉医療費助成制度を低所得者対策として位置づけをし、真に必要とされる方の経済的支援を持続的に行える制度となるよう、障がいのある方と母子・父子家庭の方については所得制限を設けるとともに、母子・父子家庭の子の対象年齢を、現行の22歳から18歳に引き下げさせていただくものでございます。

まず、所得制限でございますが、障がいのある方を対象とした事業につきましては、重度障がいの方にあつては、老齢福祉年金や遺族年金の所得制限額と同様に県制度の所得制限額を適用させていただくものとしており、軽度障がいの方にあつては、本人様のほか配偶者および扶養義務者の方が、それぞれ町民税非課税である場合を制度の対象とさせていただくものでございます。

あわせまして、条文の中で、障害者自立支援法を参照している部分がございますが、当該法律の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、項ズレが生じますので、これを改正するものでございます。

次に議第15号、竜王町農村公園の設置および管理に関する条例を廃止する条例につきましては、町民に心身の健全な育成の場を提供し、地域の連帯感と豊かな人間性を培うとともに、生活文化の向上に寄与することを目的として農村公園を町内12か所に設置しておりましたが、これまでから当公園の活用および維持管理が容易に行えるよう、所在する法人化されました自治会へ移譲してきておりました。今回、すべての農村公園について自治会への移譲が完了したことに伴い、本条例を廃止するものでございます。

次に議第16号、竜王町企業誘致特別措置に関する条例を廃止する条例につきましては、本町における産業活動の振興を図るため、企業等の新たな進出に対して特別措置を講じることにより、まちづくりの推進を図ってまいりましたが、新たに竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例を制定することにより目的を達することが可能となるため、竜王町産業振興条例とともに廃止するものでございます。

次に議第17号、竜王町産業振興条例を廃止する条例につきましては、本町における産業活動の高度化および活性化ならびに町民の雇用機会の拡大を図り、企業等の新たな事業展開に対して特別措置を講じることにより、まちづくりの推進を図ってまいりましたが、新たに竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例を制定することにより目的を達することが可能となるため、竜王町企業誘致特別措置に関する条例を廃止する条例とともに廃止するものでございます。

次に議第18号、竜王町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、本町道路占有料の根拠として引用している道路法に基づく道路法施行令別表が改正されたことにより、それに準じて本条例において所要の改正を行うものでございます。

次に議第19号、竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例につきましては、本町法定外公共物使用料の根拠として引用している道路法に基づく道路法施行令別表が改正されたことにより、それに準じて本条例において所要の改正を行うものでございます。

次に議第20号、平成22年度竜王町一般会計補正予算（第5号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第4号）までの予算額が51

億3,015万8,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1億8,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,765万8,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、各事業費・事業量の確定ならびに節減に努めてまいりました結果、国・県負担金や補助金などの歳入ならびに歳出予算の調整をさせていただくものや、扶助費等義務的な経費にかかる不足分について追加させていただくもの、また、平成21・22年度に引き続いて平成23年度におきましても、公債費残高の縮減に向けた繰上償還を行うための減債基金や、今後多額の財源を要する公共施設の改修工事にかかる充当財源の一部とするために今般新たに創設する公共施設維持管理基金など、次年度以降に需要が見込まれる各事案に向けました各基金への積立金のそれぞれ増額・追加でございます。また、町税につきましては、法人町民税・町たばこ税について増額、個人町民税・固定資産税については減額をさせていただくものでございます。

さらに、年度末を迎え各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして遅延いたしておりますものが見受けられますことにより、翌年度に繰越執行させていただきたく繰越明許費の措置をお願いすることとあわせまして、地方債の変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に議第21号、平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの予算額が10億585万4,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1,307万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,892万9,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では一般管理費において国保システム関係の委託料ならびに負担金の額の決定により41万3,000円の減額、国保連合会負担金について決算見込みにより30万円の減額でございます。

保険給付費については、決算見込みにより一般被保険者療養給付費が1,800万円、退職被保険者等療養給付費が800万円、一般被保険者療養費が55万円、退職被保険者等療養費が10万円のそれぞれ増額で、審査支払手数料が5万円の減額でございます。

さらに、一般被保険者高額療養費が1,000万円、退職被保険者等高額療養費が20万円のそれぞれ増額でございます。

葬祭費については10万円の増額、出産育児一時金が84万円の減額でございます。額の確定により、後期高齢者支援金が1,150万6,000円、前期高齢者納付金が14万9,000円、老人保健医療費拠出金が95万4,000円、介護納付金が17万6,000円、共同事業の拠出金の高額医療費共同事業拠出金が7万2,000円、保険財政共同安定化事業拠出金が664万3,000円のそれぞれ減額でございます。

保健事業費の特定健康診査等事業費が決算見込みにより333万9,000円、保健衛生普及費が15万円の減額でございます。保険税還付見込みにより、一般被保険者保険税還付金が31万円、平成21年度の療養給付費等負担金ならびに特定健康診査・保健指導負担金の超過交付にかかる償還金が33万5,000円のそれぞれ増額でございます。

施設勘定繰出金は、歯科保健事業補助金の額の確定により7万2,000円の増額でございます。

歳入では、決算見込みにより一般被保険者国民健康保険税が722万9,000円の減額、退職被保険者等国民健康保険税が241万7,000円、督促手数料が6万3,000円のそれぞれ増額でございます。

国庫支出金の療養給付費等負担金が2,369万4,000円、高額医療費共同事業負担金が1万8,000円、特定健康診査等負担金が39万9,000円、財政調整交付金が1,106万5,000円、出産育児一時金補助金が4万円のそれぞれ減額でございます。

平成20年度の精算により療養給付費等交付金が1,261万2,000円、前期高齢者交付金が2,841万円のそれぞれ増額でございます。

県支出金の財政調整交付金が1,033万6,000円、高額医療費共同事業費拠出金の確定により高額医療費共同事業負担金が1万9,000円、特定健康診査等負担金の39万9,000円のそれぞれ減額でございます。決算見込みにより共同事業交付金が2,362万8,000円の増額、保険財政共同安定化事業交付金が290万5,000円の減額でございます。

一般会計繰入金につきましては、決算見込みにより保険基盤安定繰入金が131万6,000円の増額、システム改修にかかる経費の支出について、国庫支出金との財源振替により繰入金が不要となるためその他繰入金が182万7,000円、出産育児一時金繰入金が53万3,000円、財政安定化支援事業繰入金が21万5,000円のそれぞれ減額でございます。

前年度からの繰越金が199万2,000円、一般被保険者延滞金が実績見込みにより132万円のそれぞれ増額、退職被保険者等第三者納付金が2万円の減額、若年健診自己負担金の実績により雑入が1万6,000円の増額でございます。

次に議第22号、平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの予算額が医科9,378万6,000円、歯科5,461万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ医科103万3,000円、歯科78万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科9,481万9,000円、歯科5,539万5,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、医科につきましては、決算見込みにより歳入では診療収入が182万円の減額、使用料及び手数料が10万円の増額、財産収入が7万円、財政調整基金からの繰入金が186万円のそれぞれ減額、前年度繰越金を457万5,000円、雑入の10万8,000円のそれぞれ増額をいたしたいものでございます。

歳出では、主に決算見込みにより施設の管理運営にかかる一般管理費が68万7,000円の減額、医薬品衛生材料費に不足が見込まれることから医薬材料費が179万円の増額、財政調整基金積立金について7万円の減額をいたしたいものでございます。

歯科につきましては、歳入では決算見込みにより診療収入が15万1,000円、繰入金が386万7,000円のそれぞれ減額、前年度繰越金が442万9,000円、雑入が37万4,000円のそれぞれ増額をいたしたいものでございます。

歳出では、決算見込みにより一般管理費が11万9,000円、歯科保健センター管理費が9万6,000円、医療用機械器具費の備品購入費が100万円のそれぞれ減額、財政調整基金への積立金について200万円の増額をいたしたいものでございます。

次に議第23号、平成22年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの予算額が6億6,979万2,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ160万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,140万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容は、平成22年度の執行調整等によるもので、分担金収入、使用料等収入および繰越金の増額、繰入金および町債の減額、事業費精査によります執行残の減額および増額等でございます。

さらに、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、特定環境保全公共下水道事業について一部工事の繰越明許をお願いすることとあわせまして、地方債の変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に議第24号、平成22年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの予算額が6億2,619万4,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ678万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,298万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、歳出では、決算見込みにより介護給付費準備基金積立金が841万8,000円の増額、地域支援事業費の介護予防特定高齢者施策事業費が37万9,000円、介護予防一般高齢者施策事業費が125万3,000円をそれぞれ減額いたしたいものでございます。

歳入につきましましては、決算見込みにより国庫支出金について介護給付費負担金が24万4,000円の増額、支払基金交付金について地域支援事業支援交付金が49万円の減額、県支出金について介護給付費負担金が12万1,000円の増額、繰入金についてその他一般会計繰入金が104万7,000円、地域支援事業繰入金のうち介護予防事業分が20万3,000円のそれぞれ減額、地域支援事業繰入金のうち包括的支援事業・任意事業分が32万7,000円、前年度繰越金について783万4,000円を増額いたしたいものでございます。

次に議第25号、平成22年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましましては、現在お認めをいただいております当初予算額が7,700万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ702万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,997万7,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入では、保険料の軽減制度の継続が決定したこと等により収納額を精査し468万3,000円の減額、繰入金では、事務費繰入金が81万円、保険基盤安定繰入金が173万1,000円のそれぞれ減額、前年度繰越金が24万8,000円の増額、保険料還付金が4万8,000

0円の減額、雑入について1,000円の増額をいたしたいものでございます。

歳出では、総務費の一般管理費で19万3,000円、徴収費で36万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金が641万6,000円、保険料還付金について4万7,000円をそれぞれ減額いたしたいものでございます。

次に議第26号、平成22年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、平成22年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的支出の既決予定額は3億1,415万5,000円でございます。今回、収益的支出の既決予定額から727万5,000円を減額し3億688万円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額8,320万円から2,400万円を減額し5,920万円に、資本的支出の既決予定額1億4,250万円から1,900万円を減額し1億2,350万円にさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出で原水及び浄水費といたしまして動力費が130万円、配水及び給水費といたしまして施設の点検および漏水修理の委託料が200万円、総係費といたしまして職員研修に伴います旅費が28万8,000円、通信運搬費が111万4,000円、研修費が36万1,000円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費といたしまして企業債利息が141万2,000円、消費税といたしまして消費税及び地方消費税が80万円のそれぞれ減額、資本的収入で企業債が2,000万円、補助金といたしまして国庫補助金が400万円のそれぞれ減額、資本的支出で改良事業費といたしまして委託料が600万円、工事請負費が1,300万円のそれぞれ減額をいたしたいものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、当初予算第4条括弧書きで定めております補てん財源につきましても改正いたしたいものでございます。また、第4条の起債額減額に伴い、第5条で定めております限度額を4,000万円といたしたいものでございます。

以上、議第4号から議第26号までの23議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第4号および議第5号・議第20号・議第23号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜わりご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 議第4号、竜王町公共施設維持管理基金条例の提案理由



につきましては、ただいま町長より説明を申し上げましたところでございますが、条例の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、本町が行政財産として管理する公共施設のうち建物について、多くの施設について経年による老朽化等によりまして修繕等維持補修を要する状況となっております。つきましては、これに要する経費の財源とするために、また、今後必然的に発生することとなる当該施設にかかる維持補修経費について、その一部を継続的かつ安定的に確保することが必要となることから、今般、同基金を特定目的基金として設置することとさせていただいております。

次に、第2条につきましては、同基金への積み立てを行う金額について、一般会計歳入歳出予算で定める額とするものでございます。本来、各公共施設の修繕等維持補修にかかる経費については、計画的に経常経費として見込むとともに、その財源の確保についても歳出と同様に計画的に行う必要があることから、同基金への積み立てを行う金額につきましても、その他の基金とあわせて、各年度の決算見込額を精査しつつ、その額を定めてまいりたいと考えております。

次に、第3条につきましては、同基金の管理について、その保管や運用の方法を規定するものでございます。

次に、第4条につきましては、同基金から生ずる運用益金の取り扱いについて規定するものでございます。

次に、第5条につきましては、同基金の処分について、庁舎・都市公園等の公共施設の修繕および維持補修に関する事業の財源に充てる場合に限り可能とするものでございまして、今般あわせて一部改正をさせていただきます教育厚生施設等整備基金による対象施設との整理をさせていただくものでございます。

次に、第6条につきましては、同基金について、必要な場合は繰替運用をすることができる旨を規定するものでございます。

次に、第7条につきましては、委任として、この基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるというものでございます。

また、付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、竜王町公共施設維持管理基金条例の詳細説明といたします。よろしくご審議をいただきまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

**○産業振興課長（井口和人）** 議第5号、竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例の提案理由につきましては、ただいま町長より説明を申し上げましたところでございますが、条例の詳細につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条の目的でございますが、この条例は事業者の自主的努力を基調に、経済社会の進展に対応する竜王町における多様な産業の振興を促進するため、工場その他の施設、共同店舗等商業施設または農業施設を新設し、または増設する事業者に対して奨励措置を講じることにより、産業の高度化および活性化ならびに町民の雇用機会の拡大を図り、町の経済の発展および町民の福祉向上に資することを目的とするものであります。

次に、第2条は定義を定めております。工場、その他の施設とは、物を製造または加工を行う施設および試験研究施設とし、商業施設とは、共同店舗または製造加工もしくは販売施設とし、農業施設とは農畜産物生産施設または農畜産物の加工施設とするものであります。さらに新設、増設、事業者の定義をそれぞれ定めております。

次に、第3条は奨励措置の対象等についてであります。この条例による奨励の措置は、事業者が町の産業の振興に寄与し、かつ公害を防止するための適切な措置を講じられていると認められる施設を新設し、または増設する事業者であって、町税等公共料金を滞納していない事業者に対して行うというものであります。

次に、第4条は奨励措置であります。事業者に対しまして奨励金の交付を行うことができるとするものであります。奨励金の基準としまして、施設の新設・増設におきまして発生します当該固定資産税相当額に対しまして、固定資産税が賦課される翌年度から3年間について、総額1億円を限度として奨励金の交付を行うことができるとするものであります。

同条第3項では、奨励措置の対象を別表で定めることを規定しており、その内容といたしましては、工場その他の施設においては、投資額5,000万円以上、雇用増人員5人以上、商業施設においては、投資額1,000万円以上、雇用増人員3人以上、農業施設については、投資額500万円以上、雇用増人員1名以上とし、雇用増人員は町内に住所を有する正規職員とする中、新設および増設に対する奨励金の額を当該固定資産税相当額に対して初年度100%、2年目75%、3年目50%を交付することを定めており、いずれも投資額には建設用地取得費、補償、賠償金等を除くと定めております。

次に、第5条から第10条までは手続きについて定めており、第11条につい

ては、規則への委任事項で、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定めるといふものであります。付則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例の詳細説明といたします。よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 松瀬総務課長。

**○総務課長（松瀬徳之助）** ただいま町長から、議第20号、平成22年度竜王町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容についてお手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

まず歳入予算では、町税につきましては、個人町民税が7,360万4,000円の減額、法人町民税が2億7,525万6,000円の増額、固定資産税が2,470万9,000円の増額、町たばこ税が2億8,448万2,000円の増額でございます。

また、譲与税・交付金等につきましては、地方揮発油譲与税が540万円の増額、地方道路譲与税が449万9,000円の減額、地方消費税交付金が1,200万円の増額、ゴルフ場利用税交付金が772万9,000円および自動車取得税交付金が786万8,000円のそれぞれ減額、地方交付税が3,591万5,000円の増額、国・県支出金につきましては、決算見込みにより、子ども手当負担金が国・県合わせて2,826万4,000円、まちづくり交付金が1,660万6,000円、地域グリーンニューディール基金交付金が194万2,000円、農地利用集積事業補助金が100万円のそれぞれ減額、県民税事務取扱交付金が209万7,000円の増額、知事選挙費が306万8,000円および参議院議員選挙費が325万7,000円、学校不適應支援事業委託金が145万円のそれぞれ減額でございます。

また、寄付金につきましては、未来につなぐふるさと交龍寄付金が110万5,000円の増額、基金繰入金について、基金の取り崩しを取り止めたことによる積み戻し分として、財政調整基金繰入金が3億3,665万円および教育厚生施設等基金繰入金が6,000万円のそれぞれ減額、前年度繰越金1億430万1,000円の増額、後期高齢者医療負担金返還金が523万6,000円の増額、埋蔵文化財発掘調査費が528万1,000円の減額、市町村振興協会市町村交

付金が994万2,000円の増額、地方債について、決算見込みによる道路新設改良事業債が240万円の増額、既存建物活用事業債が1,870万円および防災対策事業債が100万円のそれぞれ減額などがございます。

次に、歳出予算の主なものとしたしましては、それぞれ決算見込みにより、臨時職員賃金が200万円、知事選挙費が226万7,000円、参議院議員選挙費が231万8,000円、償還元金が3,070万円、償還利子が760万円のそれぞれ減額、財政調整基金積立金が2億円、減債基金積立金が1億円、教育厚生施設等整備基金積立金が5,000万円、未来につなぐふるさと交電基金積立金が110万5,000円、公共施設維持管理基金積立金が5,000万円のそれぞれ増額、決算見込みによる賦課徴収管理費が201万5,000円、後期高齢者医療費が351万2,000円のそれぞれ減額、公共交通対策費が278万3,000円、自立支援給付費が212万2,000円、障害者自立支援対策事業が129万4,000円のそれぞれ増額、放課後児童健全育成事業が274万4,000円、児童手当が105万円、子ども手当が3,092万7,000円、予防接種事業が284万6,000円、日野川流域土地改良区負担金が270万円、公共下水道事業繰出金が2,108万9,000円、町づくり交付金事業が5,898万4,000円、教委事務局費・一般管理が189万2,000円、埋蔵文化財発掘調査受託事業が527万7,000円、社会体育施設管理運営費が144万1,000円、図書館管理運営費が117万1,000円のそれぞれ減額、人件費補正が213万5,000円の増額などがございます。

次に、繰越明許費でございますが、第五次総合計画冊子印刷等事業について、基本構想可決後に取りまとめを行う基本構想や重点プロジェクトにかかる成果物としての冊子の内容など、町民周知をするうえで、より分かりやすいデザインとする必要があるといった点におきましても、今日までと同様に総合基本計画審議会において積極的な審議をいただく中で総合計画全体を組み上げていくことが重要であると考え、計画書本編・概要版の印刷製本費ならびに概要版を全戸配布するための折り込み手数料について、また、都市計画基本図修正事業について都市計画図の一部修正に伴い税情報における平成22年度分の航空写真データとの整合作業等について時間を要するため、および平成22年度国の第一次補正予算において盛り込まれた経済対策のうち、きめ細かな交付金を充当することとしている総合運動公園のテニスコート改修事業について、2月補正予算における計上ということで十分な工期の設定ができない等年度内執行が困難となったた

め、平成23年度に繰り越して事業を執行するものでございます。

また、給食センター職員トイレ改修等設計事業については、平成22年度において職員がノロウイルスに集団感染したことによる稼働停止を受けて、県保健所等からの指導事項のうち衛生環境の向上のための職員トイレの改修について、現在は同センターについて通常どおり稼働しているため、直ちに改修工事に着手できない状況も踏まえて、平成23年度に繰り越して事業を執行するものでございます。

したがって、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費として、第五次総合計画冊子印刷等事業が117万円、都市計画基本図修正事業が30万円、総合運動公園テニスコート改修事業が1,050万円、給食センター職員トイレ改修等設計事業が50万円について、繰越明許措置をお願いするものでございます。

また、地方債補正といたしまして、事業費が確定したことにより道路新設改良事業債の増額、および既存建築物活用事業債、防災対策事業債のそれぞれ減額について、限度額の補正をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第20号、平成22年度竜王町一般会計補正予算（第5号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 村井建設水道課長。

**○建設水道課長（村井耕一）** 続きまして、議第23号、平成22年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。一般会計および特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書83ページからの下水道事業特別会計補正予算（第3号）の事項別明細書によりまして説明申し上げます。

まず、歳入の関係で主な項目について、ご説明申し上げます。85ページの分担金について、新たに公共下水道へ接続されました事業所等からの納入に伴い330万円の増額、使用料について、公共下水道での排水汚水量の増加に伴い1,096万円の増額をさせていただくものでございます。

次に、繰入金について、事業精査等に伴い2,108万9,000円の減額、繰越金について、1,237万7,000円の増額、町債について、県事業の減により琵琶湖流域下水道事業債400万円の減額をさせていただくものでございます。

次に、歳出の関係で、主な項目についてご説明申し上げます。87ページ公共

下水道事業費の一般管理費につきまして、受益者分担金一括納付報奨金20万7,000円の増額、3年以内に水洗便所へ改造された場合の奨励金12万円の減額でございます。

公共下水道事業費の施設管理費につきましては、琵琶湖流域下水道への排水汚水量の増加に伴い、琵琶湖流域下水道維持管理負担金553万3,000円の増額でございます。

次に、管渠築造費につきましては、琵琶湖流域下水道事業負担金の確定によります407万2,000円の減額でございます。

次に、議案書の61ページ、第2表の繰越明許費の関係でございますが、特定環境保全公共下水道事業の3,362万1,000円のうち、1,190万円を繰越明許としてお願いするもので、内容といたしましては、西川地区の人孔築造工事について、県の流域下水道工事が完了しておらず汚水の投入ができないため、流域下水道工事完了後に施工するものです。また、希望が丘地区の舗装本復旧工事について、自治会との調整等により舗装本復旧工事の一部を繰り越すものでございます。なお、執行完了予定といたしましては、9月末の予定をいたしております。

次に、議案書の61-1ページ、第3表の地方債の関係でございますが、地方債の限度額を、流域下水道事業で400万円を減額し、5,650万円とさせていただきます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第23号、平成22年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明といたします。よろしくご審議を賜わり、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで午後3時5分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時05分

**○議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 次に、議第27号から議第34号までの8議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第27号、平成23年度竜王町一般会計予算につきましては、一般会計予算の総額を、歳入歳出総額それぞれ46億7,100万円と定めるものでございま

す。前年度当初予算と比較いたしますと、総額で7,100万円の減、率にして1.5%の減となるものでございます。

本年度予算にかかります基本的な考え等は、先ほど述べました行政執行方針のとおりでございますが、新規事業など主な内容につきまして、第五次竜王町総合計画における基本理念に基づいて申し上げますと、「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」といたしましては、本町の自然環境にとっても大きな影響を有しており、温暖化抑制等多面的な機能を有する農地の保全を目的とした農地・水・環境保全向上対策事業について、また、全国的にも深刻化してきておりますカシノナガキクイ虫による樹木に対する食害問題につきまして、本町の山林におきましても実態調査の結果被害が確認されたことを受けた対策として、これの駆除事業について、また、歴史資料として価値を有する村絵図を後世へ伝えていくための電子データ化業務について行いたいと考えております。

「みんなが安心して暮らせるまちづくり」といたしましては、地方消費者行政活性化交付金を活用したさまざまな消費者問題に対する啓発等の関連事業について、老朽化が進む町内各公共施設の改修工事について、計画的に実施することを目的とした公共施設維持修繕計画の策定について、また、さまざまな個性を持った多様な世代が暮らす本町において、まず高齢者保健福祉施策の基本となる「竜王町高齢者保健福祉計画」の策定業務について、また、将来の疾病等二次障害の発症予防等も視野に入れた在宅リハビリテーション支援事業について、また、国の新たな制度創設に伴う「働く世代の大腸がん検診」を含む住民皆様の各種健診ならびに子宮頸がん予防ワクチン接種・ヒブワクチン予防接種および小児用肺炎球菌ワクチン予防接種をはじめ、住民皆様に対する各種予防接種について、また、福祉医療費助成事業、社会参加促進事業、生活支援事業における紙おむつ購入費助成および町福祉年金支給事業の各町単独事業について、より経済的な支援に重点を置いた制度へと転換を図る中で、引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、これまで町内の社会福祉法人に委託し実施してまいりました地域子育て支援拠点事業におけるセンター型事業の直営化、子育て世代の多様なニーズへの対策として、町内民間保育所への保育士加配等各種助成事業について、また、放課後児童クラブの活動施設整備に向けた調査設計業務について、リニューアルした町公民館を拠点として、さまざまな個性や発達段階に応じて乳幼児期から就学・就労に向けて適切な支援を受けることができるよう、一貫した相談・支援の

提供を目的とした「ふれあい相談発達支援センター」の新設について、また、竜王小学校大規模改造工事実施設計について、行いたいと考えております。

「チャンスを活かすたくましいまちづくり」といたしましては、平成23年度よりスタートする第五次竜王町総合計画を受けた土地の利活用方針の策定に向けた第6次国土利用計画の策定および都市計画マスタープランの変更について、また、名神竜王インターチェンジ周辺の町有地について、企業誘致の実現に向けた具体的な施策を講じる礎とするための事業可能性調査業務について、町内において新たな住宅用地の確保に向けた地区計画の策定にかかる地区計画決定図書等の作成、および町内各字に点在する空き家の活用促進に向けた検討業務として定住化促進事業について、近江八幡市および野洲市と共同でこれまで準備を進めてまいりました篠原駅周辺都市基盤整備事業について、町道松陽台安養寺線の道路改築事業について、また、TPP等めまぐるしく変化する農政の中で、「竜王町らしい農業」つまり「土産土法の農業」の確立をめざすべく、その契機とするための契約野菜による農地の高度利用事業について、平成22年度に引き続き竜王町版景気対策としてプレミアム商品券発行にかかる補助について、行ってまいりたいと考えております。

「町民と行政との協働により築くオリジナルのまちづくり」といたしましては、引き続き厳しい行財政改革の実施に加えて、新しい総合計画のもとで新たな竜王町の創造に向けた各事業を実施してまいります。

まずは、町内において地道で心温まる活動を続けてこられた方、また、他の模範となるような善行を行った方に対して、光をあて、心豊かな住みやすいまちづくりの実現を図ることを目的としたまちづくり活動表彰事業、また、住民自治の実現に向けた取り組みとして、個々の事業ごとにあるさまざまな課題に対して、行政の各部門が住民自治意識の醸成を基礎とした施策の展開を図るための職員の認識転換を目的とした協働のまちづくり事業について、自治会の健康診断の結果分析に基づく各自治会活動の活性化を目的としたコミュニティ支援事業について、また、まちづくり交付金を活用した公共交通対策検討業務および住民参加によるまちづくり研修事業について、さらには、地方行政の舵となるべき首長と議会の真の二元代表制の実現に向けた議会基本条例制定事業について、実施いたします。

以上が、議第27号、平成23年度竜王町一般会計に予算計上をいたしました重点的な取り組みの施策でございます。今後におきましては、国のさらなる行財



政改革および地方分権改革の推進など、地方を取り巻く環境が刻一刻と変化することが予測されますが、住民の皆様のためのまちづくりに議員各位の格別のご理解とご協力を賜わりながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に議第28号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,400万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、6,500万円の増、率にして6.8%の増となるものでございます。

主な内容といたしまして、歳出では、医療費の増嵩により保険給付費が前年度より8,367万円増、率にして13.7%の増と見込まれることから、増加しております医療費を勘案したものでございます。

後期高齢者支援金等につきましては、高齢者の医療費が増加傾向にあるため、139万3,000円の増としております。

老人保健拠出金につきましては、医療給付費の精算が概ね終了したことにより、500万9,000円の減額としております。

介護納付金につきましては、介護予防事業費額の増加に伴い、202万2,000円の増額としております。

共同事業拠出金につきましては、平成23年度から拠出額の算定に所得割が導入されたことによる影響から、1,429万5,000円の減としております。

施設勘定繰出金につきましては、平成23年度において備品購入による機器整備を計画していないことから、105万円の減額としております。

歳入につきましては、歳出に対する国県支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金等について、ルールに従い適正に処理するとともに、国保税について、歳出に見合う税率となるよう点検を行いながら、安定した財政運営に努めてまいります。また、税負担の公平性の観点からも、引き続き未納対策にも努めてまいります。

次に議第29号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、医科8,700万円、歯科4,920万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、医科では400万円の減、率にして4.4%の減、歯科では480万円の減、率にして8.9%の減とするものでございます。

医科および歯科におきましては、日々の診療を中心に、疾病の早期発見・早期予防ならびに維持期を担う地域包括医療の拠点として取り組みます。さらに、健

康推進課ならびに福祉課と連携し、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に議第30号、平成23年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,900万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと500万円の減額で、率にして7.8%の減となるものでございます。

歳入といたしましては、給食負担金が5,898万6,000円、繰越金が1万円、諸収入として預金利子と消費税還付金で4,000円を計上いたしております。

歳出といたしましては、給食にかかる資材費等でございます。

次に議第31号、平成23年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,400万円と定めたものでございます。平成22年度の当初予算と比較いたしますと1,500万円の減額で、率にして2.3%の減となるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、2地区2処理施設のさらなる効率的な維持管理と、事業運営に努めてまいりたいと考えております。

一方、公共下水道事業につきましては、面整備の完了いたしました地区ごとに供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでございますが、皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、さらなる水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。今後につきましては、概ね住居系の面整備も完了し、維持管理の時代となり、さらなる施設の維持管理の推進が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に議第32号、平成23年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,470万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと4,770万円の増額で、率にして8.4%の増となり、増加しております保険給付費を勘案したものでございます。

歳出の保険給付費につきましては、要介護認定を受けられた方の介護サービス等諸費が5億2,776万円、要支援認定を受けられた方の介護予防サービス等諸費が3,282万円、住民税非課税等の低所得者の方の施設利用に対する補足的給付としての特定入所者介護サービス等費が1,355万円等でございます。

地域支援事業費につきましては、介護予防事業費において介護予防一般高齢者施策事業費にかかる需用費の縮減および介護予防教室の委託料を精査したこと、

あわせて包括的支援事業・任意事業費において任意事業費にかかる配食サービス見守り事業の充実と、新規事業として家族介護者支援事業を展開することから、地域支援事業費全体としては、前年度とほぼ同水準の2,242万4,000円でございます。

歳入につきましては、介護保険料が1億526万2,000円で、前年度に比べ375万1,000円の増額で、率にして3.7%の増と見込んでおります。その他国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費の費用負担のルールに基づき収入額を見込んでおります。

今後とも、介護保険制度を持続可能なものとし、適正な介護サービスが受けられるよう健全な財政運営を行い、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざしてまいりたいと考えております。

次に議第33号、平成23年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,100万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと600万円の減、率にして7.8%の減となるものでございます。

歳入の内容につきましては、被保険者が納めていただく保険料が5,000万1,000円で、前年度に比べて492万3,000円の減としております。使用料および手数料が2,000円、町のルール分の負担金として一般会計からの繰入金2,079万1,000円で、前年度に比べ107万7,000円の減、繰越金が1,000円、諸収入が20万5,000円となっております。

歳出につきましては、総務費は217万5,000円で前年度に比べ9万9,000円の減でございます。後期高齢者医療広域連合納付金は6,862万4,000円で、前年度に比べ590万1,000円の減、率にして7.9%の減となっております。これは、後期高齢者の被保険者が納めた保険料等を滋賀県後期高齢者広域連合へ納付するものでございます。

次に議第34号、平成23年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の予定額を3億2,381万6,000円および収益的支出の予定額を3億1,503万2,000円、資本的収入の予定額を4,000万円、資本的支出の予定額を8,624万5,000円と定めたいものでございます。

水道事業につきましては、経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、さらに公営企業としての経済性を発揮するとともに、施設の改良を進め、安全で安心な水道水の供給ができるよう一層の努力をいたすものでございます。

以上をもちまして、議第4号から議第34号までの31議案につきましてご説明を申し上げたところでございますが、議第27号・議第28号・議第29号・議第31号・議第32号および議第34号の詳細につきまして、順次各担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜わりご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） ただいま町長より、議第27号、平成23年度竜王町一般会計予算について、提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元に配付しております竜王町議会定例会提出議案説明資料に基づきご説明申し上げます。

まず、60ページをご覧いただきたいと思います。歳入予算の状況でございますが、町税が27億9,532万円で、前年度に比べ額にして994万円の減、率にして0.4%の減と見込んでおります。これは、法人町民税が平成20年度以降続く景気の低迷により大幅に減額した前年度に比べ、一定回復基調を示していることにより、額にして1億2,600万円、率にして62.7%の増、軽自動車税が400万円、率にして12.9%の増と見込みました。一方、景気の低迷により町内法人の企業業績が落ち込んだことを受けて、平成22年度の個人所得が低下したことにより個人町民税が前年度に比べ額にして8,000万円、率にして11.4%、企業の設備投資が大幅に控えられたことによる償却資産の減少により固定資産税が5,994万円、率にして3.4%のそれぞれ減と見込んでおります。

地方譲与税につきましては、総務省推計値等により、前年度と同程度の4,600万1,000円を見込んでおります。

地方特例交付金につきましては、住民税での住宅ローン控除実施に伴う減収補てんのための減収補てん特例交付金および平成21年度税制改正による自動車取得税交付金の一部を補てんするための減収補てん特例交付金にかかる予算として、前年度比200万円、率にして7.7%増の2,800万円を計上しております。

地方交付税につきましては、国において地域活性化・雇用等対策費の創設等で1兆2,000億円が計上される等、総額で0.5兆円が増額されました。本町においては、過去の法人町民税の増収分、今年度の他の税の収入から試算しますと、普通交付税は平成22年度に引き続き交付となることが見込まれますが、その額

については普通交付税で1,500万円程度と見込んでおります。また、特別交付税につきましては、交付税総額における特別交付税の割合を段階的に引き下げつつ普通交付税へ移行することや、事業費補正の廃止等制度改正が予定されており減額が見込まれることから、前年度比で800万円、率にして34.8%の減としております。

分担金及び負担金については、基幹水利施設管理事業にかかる地元分担金等の増額により、総額で7,047万8,000円、率にして8.7%の増としております。

使用料及び手数料については、平成22年度に見直しを行った幼稚園保育料、通園・通学自動車使用料等に加えて、法定外公共物使用料、戸籍住民登録手数料等により総額で3,864万9,000円、率にして42.2%の増としております。

国庫支出金については、まちづくり交付金事業におけるハード整備完了により都市計画費補助金が減となるものの、障害者自立支援給付費国庫負担金、保育所運営費負担金、子ども手当負担金、社会資本整備交付金の増等により4億1,409万7,000円と、前年度に比べ1,133万6,000円、率にして2.8%の増としております。

県支出金については3億4,202万3,000円と、前年度に比べ3,695万7,000円、率にして12.1%の増としております。これは、国庫支出金の増要因となっている民生費における各負担金にかかる県負担金の増、緊急雇用創出特別推進事業補助金の増等によるものです。

繰入金については、税収等の大幅な財源不足が生じることから、昨年度に引き続き歳入不足を補てんするため財政調整基金から4億5,137万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金から9万1,000円、平成22年度国の第一次補正予算における住民生活に光をそそぐ交付金を活用した「光をそそぐ交付金基金」から、ふれあい相談発達支援事業に充当するため300万円の繰り入れを行うなど、総額で4億5,446万1,000円と、前年度に比べ5,613万5,000円の増額、率にして14.1%の増としております。

諸収入については、主にコミュニティ助成事業助成金、預かり保育料、学校給食地場農産物利用拡大助成金の減少等により、前年度に比べ29.0%の減で6,253万3,000円としております。

地方債については2億1,310万円で、前年度に比べ1億2,910万円の減

額、率にして37.7%の減となっております。これは、まちづくり交付金事業におけるハード事業完了にかかる既存建築物活用事業債の減額等によるもの、また、建設事業の繰り延べによるもの、国において制度改正が予定されている臨時財政対策債の減によるものでございます。

次に、52ページをご覧ください。歳出予算の状況では、平成22年度に引き続いて財政的に厳しい状況が継続すると見込まれることから、平成22年度および平成23年度の2ヵ年と位置づけ実施している財政健全化に向けた取り組みにおける方針、ならびに本町行財政改革推進委員会における住民の視点に基づく意見を鋭意採り入れつつ、先の竜王町行政改革集中改革プランの精神を踏襲し、各所管部門において改革を確実に推進することを基本に予算編成に努めたものであります。

主な事業等を政策ごとに申し上げますと、まず、「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」でございますが、カシノナガキクイ虫駆除事業が101万円、歴史資料整備業務が682万8,000円などでございます。

次に、「みんなが安心して暮せるまちづくり」でございますが、地方消費者行政活性化交付金を活用した啓発等事業が103万円、生活交通路線維持費補助およびコミュニティバス運行委託補助にかかる公共交通対策費が1,647万5,000円、障害福祉サービスの給付に要する自立支援給付事業が1億3,538万円、竜王町高齢者保健福祉計画策定業務が500万円、介護保険制度における介護給付費の支給に要する経費を含む介護保険特別会計繰出金が8,929万3,000円、在宅リハビリテーション支援事業が57万2,000円、ふれあい相談発達支援事業が3,424万6,000円、近江八幡市立子ども療育センターへ委託して実施する子ども療育事業が969万5,000円、放課後児童クラブ施設整備調査業務が459万8,000円、地域子育て支援拠点事業センター型の直営化が755万1,000円、保育所運営費が1億3,229万6,000円、児童手当を含む子ども手当が3億288万4,000円、健康増進事業が1,206万3,000円、予防接種事業が2,939万9,000円、小学校学力向上推進事業が33万1,000円、竜王小学校大規模改造工事実施設計業務が1,785万円、中学生海外派遣研修事業が214万5,000円、中学校教育振興事業が343万円、学校図書館整理員配置が469万4,000円などでございます。

次に、「チャンスを活かすたくましいまちづくり」でございますが、第6次国土利用計画策定事業が190万円、名神竜王IC周辺町有地事業可能性調査業務委

託が300万円、篠原駅周辺都市基盤整備が355万3,000円、農業再生協議会補助にかかる「しがのこめ政策推進事業」が355万7,000円、契約野菜による農地の高度利用事業が225万円、プレミアム商品券発行事業が300万円、町道松陽台安養寺線道路改築業務が8,500万円、定住化促進事業が150万円、都市計画マスタープラン変更業務が154万4,000円などがございます。

次に、「町民と行政との協働により築くオリジナルのまちづくり」でございますが、まちづくり活動表彰事業が6万1,000円、協働のまちづくり事業が30万円、コミュニティ支援事業が45万円、ふるさと竜王夏まつり事業が200万円、公共交通対策検討業務が600万円、住民参加によるまちづくり研修事業が131万円、議会基本条例制定事業が70万円、ふるさと文化振興事業が78万8,000円、学校支援地域本部事業が427万8,000円などがございます。

次に、その他といたしまして、公用自動車購入事業が368万1,000円、町議会議員選挙費が853万8,000円、農業委員選挙費が427万4,000円、県議会議員選挙費が555万円、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業が1,730万4,000円、道路台帳データ整備業務が3,382万9,000円などがございます。

続いて、議案書78ページをご覧ください。第2表債務負担行為につきましては、小規模企業者小口簡易資金にかかる保証債務について、平成23年度から平成35年度までにおいて204万8,000円の範囲内での損失補償をお願いするものです。さらに、都市計画マスタープラン変更のため都市計画マスタープラン策定業務として、平成24年度において321万3,000円の限度額をお願いするものです。

次に、79ページの第3表地方債につきましては、篠原駅周辺都市基盤整備事業が310万円、道路改築にかかる社会資本整備事業が3,600万円、臨時財政対策債が1億7,400万円の限度額をお願いするものです。

以上、簡単ではございますが、議第27号、平成23年度竜王町一般会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 田中住民税務課長。

○住民税務課長（田中秀樹） 続きまして、議第28号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、その内容をご説明申し上げます。お手元の特別会計の歳入歳出予算に関する説明書、1ページからご覧いた

だきたいと思います。

歳入ですが、国民健康保険税は3ページとなります。2億5,673万9,000円で、昨年度と比較いたしますと1,578万円の減となります。

4ページの国庫支出金については、療養給付費負担金として歳出の保険給付費等から福祉医療の波及増分を減額された額、老人保健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金のそれぞれおよそ100分の34を見込んでおり、1億3,733万円を計上しております。

高額医療費共同事業負担金は、80万円以上の高額な医療費に対して県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度ですが、その拠出金の国の負担分の4分の1を見込んでおり、629万5,000円を計上しております。これは、県からも同額の補助がございます。

平成20年度から、各医療保険者へ特定健康診査が義務づけられました。その費用の国の負担分は79万3,000円で、昨年より40万8,000円の減としております。こちらの補助も県から同額の補助がございます。

5ページの財政調整交付金は、市町村間の財政不均衡を是正するものですが、保険給付費等の増嵩の影響から3,735万2,000円で、昨年より717万2,000円の減額としております。

出産育児一時金補助金は、平成21年10月より出産育児一時金の額が4万円増額されたことに伴い、平成22年度までは増額分の2分の1を国が補助することになっておりましたが、平成23年度からは増額分の4分の1を国が補助することとなりましたので、9万円を計上しております。

次に療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費用として支払われるものでありますが、8,170万6,000円で昨年度より1,250万2,000円の増額としております。

6ページの前期高齢者交付金は2億9,067万円で、昨年度より1億233万4,000円の増となります。これは、65歳から74歳までの医療費について国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じて調整する仕組みであり、社会保険診療報酬支払基金が行います。

次の県支出金は、県の補助事業として実施する福祉医療の波及分での国庫補助の減額分を補てんするものとして、保険給付対策費補助金を64万8,000円予算計上しております。前期高齢者交付金増額の影響や補助率変更等により、財政調整交付金が3,283万2,000円で昨年度より414万円の減額として



おります。

7 ページの高額医療費共同事業負担金は、国庫支出金と同様に、拠出金の4分の1を見込んでおります。特定健康診査等負担金も国庫支出金と同様に、県の負担分として見込んでおります。

次に、共同事業交付金および保険財政共同安定化事業交付金は、1億2,014万円です。これは、高額な医療費となった場合に県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度であります。昨年度より13万2,000円の減額としております。

8 ページの繰入金については4,043万1,000円で、一般会計からのルール分の繰り入れのほか、国庫支出金で減額された福祉医療の波及分への繰り入れで、131万3,000円の減としております。繰越金については、前年度より216万円の減を見込んでいます。

次に歳出でございます。11 ページをご覧ください。

総務管理費で457万7,000円としております。内容といたしましては、国保連合会電算レセプト処理負担金等、一般事務経費でございます。国保連合会レセプト審査支払システムの更新が完了しましたので、その費用負担を要しなくなったこと等により、前年度より253万3,000円の減額としております。

11 ページから12 ページにかけてご覧ください。賦課徴収費が321万1,000円でございます。運営協議会費は27万1,000円計上いたしております。

12 ページから13 ページにかけてをご覧ください。国保の本体部分であります保険給付費でございます。一般被保険者の療養給付費、就学後～70歳までの方ですと7割の現物給付であります。5億2,901万円で前年度当初予算より4,870万円の増を見込んでおります。

退職被保険者療養給付費は、これも就学後～65歳までの方ですと7割給付の分でございます。7,636万円で前年度当初より1,069万円の増と見込んでおります。

また、高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費が6,520万円、退職被保険者等高額療養費が963万円とは、いずれも昨年度と比較して増額しております。一般被保険者高額介護合算療養費および退職被保険者高額介護合算療養費は前年度と同額としております。

14 ページの葬祭諸費については、支給額1件5万円で60万円を計上いたし

ております。

15 ページの出産育児諸費の出産育児一時金については、産科医療保障制度加入医療機関での分娩の場合、支給額1件42万円となり378万円を計上いたしております。

次に、後期高齢者支援金等ですが、各保険者が後期高齢者の医療費用の12分の4を支援するものであり、社会保険診療報酬支払基金が取りまとめとなります。本年度は1億1,924万円を見込んでおります。

次に前期高齢者納付金等がありますが、歳入でもありましたとおり、65歳から74歳までの医療費について国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じて調整する仕組みであり、国民健康保険者としての負担金として37万円の予算計上をいたしております。

16 ページ老人保健医療費拠出金につきましては1万1,000円で、これは、後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年3月診療分の精算や月遅れ・過誤返戻等による拠出金ですが、これらの業務は概ね終了したことから、前年度比500万9,000円の減額としております。

介護納付金であります。5,305万円を計上、これは国民健康保険税の介護納付金分と国県支出金などを合わせて支払基金へ納付するものです。介護保険の利用者の増加や介護報酬の増加に伴い、前年度と比較して202万2,000円の増額としております。

次に、高額医療費の共同事業拠出金は、80万円以上の高額な医療費に対して県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度で、平成23年度の負担分として2,518万円となります。ただし財源の一部として国および県が4分の1ずつ負担しているものであります。

また、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、20万円を超え80万円未満の医療給付が対象となり、県内市町の拠出金を財源として支給される制度ですが9,200万円を計上しております。

17 ページから18 ページの保健事業費については、国保の保険者として40歳以上の被保険者について特定健康診査等の実施が義務づけされましたことで、特定健康診査等実施計画により健診受診率向上に努めるとともに、国保若年層の健康診査についても実施してまいりますことから、特定健康診査等事業費で1,115万7,000円、保健衛生普及費で436万円を計上いたしました。

次、19 ページの施設勘定繰出金ですが、歳入で国から収入しました特別調整

交付金を施設勘定予算へ繰り出すもので、歯科保健センター事業100万円でございます。

今後も、住民皆様の健康づくりに向けて、保健事業の推進と広報を通じたの情報提供など支援をさせていただき、もって、健康寿命の進展と医療費の適正化に努め、健全な国保財政運営にさらに努めてまいりたいと考えております。

以上、誠に簡単でございますが、議第28号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

続きまして、議第29号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。事項別明細書の25ページをご覧くださいと思います。

医科につきましては、27ページの外来収入は診療所の運営の根幹をなす診療報酬収入ですが、8,273万1,000円とするもので、28ページの介護サービス収入は、介護保険サービスを提供することによる報酬収入で14万7,000円を計上しております。

次に、使用料及び手数料は診断書の証明手数料と、次の財産収入は医科の財政調整基金の利子収入でございます。

29ページの財政調整基金繰入金につきましては、施設および医療関係備品等の整備が概ね整いましたので、繰り入れはございません。

歳出でございますが、31ページから33ページにかけて、診療施設の運営維持管理として総務費が4,675万3,000円を計上いたしております。

医業費については、前年度実績を見据えて3,755万7,000円を計上しております。

33ページの基金積立金17万円は、基金の利子です。

34ページの公債費につきましては、償還元金および利子ならびに一時借入金利子として202万円を計上しております。

医科診療所では、地域住民の健康保持増進と疾病予防、早期発見・早期治療に努めるとともに、保健・福祉・医療の連携を図りながら、地域に根ざした医療・保健事業に努めてまいります。

次に歯科でございますが、45ページの外来収入は診療所運営の根幹をなし、3,985万4,000円を計上し、46ページの介護サービス収入については、77万2,000円を計上いたしております。

次に事業勘定繰入金の100万円は、歯科保健センター運営に対する国庫補助

100万円に伴う繰入金でございます。

47ページの一般会計繰入金につきましては、600万円でございます。

歳出でございますが、49ページから51ページの歯科診療所の運営維持管理費用として、また、町民皆様の歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として、4,146万1,000円を計上いたしております。

次の医業費では、743万4,000円を計上いたしております。医療用機械器具費の更新を行わない等により626万7,000円の減額といたしております。

52ページの基金積立金4,000円は、基金の利子です。

公債費につきましては、一時借入金利子として1,000円を計上いたしております。

本年度も、むし歯予防に効果が見られるフッ素塗布・フッ素洗口を継続し、「80歳になっても20本の健康な自分の歯を」という「8020運動」を目標に、保健センター、町内の歯科医院、医科診療所ならびに医療機関等との連携を図りながら、乳幼児から高齢者までを対象にした健康づくりへの取り組みを進め、「健康な歯から」「治療より予防」を合言葉に、診療業務とあわせて各ライフステージに合った歯科保健事業に努めてまいります。

以上、誠に簡単ではございますが、議第29号、平成23年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 村井建設水道課長。

**○建設水道課長（村井耕一）** 続きまして、議第31号、平成23年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。議案書につきましては93ページを、特別会計の歳入歳出予算に関する説明書につきましては67ページをご覧ください。

歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億3,400万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、1,500万円の減額となるものでございます。

歳入の関係でございますが、69ページのその主な収入といたしましては、農業集落排水および公共下水道の使用料といたしまして、1億8,377万9,000円を計上させていただいております。その内容といたしまして、農業集落排水が844万3,000円と公共下水道が1億7,533万6,000円であります。

次に71ページの繰入金でございますが、一般会計からの繰入金2億9,119万9,000円を計上させていただいております。その内容としまして、農業集落排水事業分として1,348万3,000円、公共下水道事業分2億7,771万6,000円として繰り入れをお願いするもので、前年度比較では1,997万5,000円の減額でございますが、これは下水道使用料収入の増額等からなる減額でございます。

次に、72ページの町債でございますが、1億5,870万円を計上させていただいております。その内容といたしましては、特定環境保全公共下水道事業債1億820万円と琵琶湖流域下水道事業債5,050万円でございます。前年度比較では1,020万円の減額となるもので、これは、工事費等の事業費減少に伴う減額でございます。

次に、73ページの歳出の関係でございますが、その主な支出といたしましては、農業集落排水事業の一般管理費および施設管理費といたしまして1,122万円を計上させていただいております。前年度比較では、37万9,000円の増額となるものです。これは、施設管理費の増額によるものでございます。農業集落排水事業の内容といたしましては、電気代に212万7,000円、処理場等の管理委託料に702万4,000円でございます。

次に、74・75ページの公共下水道事業費の一般管理費および施設管理費といたしましては、1億240万3,000円を計上させていただいております。前年度比較では、1,055万2,000円の減額となるものです。これは、下水道台帳作成業務委託料および流域下水道維持管理負担金等の減額によるものでございます。公共下水道事業の内容といたしましては、人件費に932万4,000円、報償費に45万5,000円、電気代234万7,000円、委託料1,271万9,000円、また、県に支払います流域下水道維持管理負担金6,276万円でございます。

次に、75・76ページの公共下水道管渠築造費といたしまして、3,883万3,000円を計上させていただいております。前年度比較としましては、245万2,000円の減額となるものです。これは、県に支払います流域下水道事業負担金の減額によるものでございます。その内容としましては、人件費が1,558万7,000円、庁費事務費42万6,000円、流域下水道事業建設負担金が2,282万円でございます。

次に公債費でございますが、4億8,104万4,000円を計上させていただ

いております。前年度比較では、237万5,000円の減額となるものです。これは、利子償還金の減額によるものでございます。その内容としましては、農業集落排水事業債・公共下水道事業債・流域下水道事業債の元金償還金が3億2,608万1,000円と、同利子償還金が1億5,466万3,000円、一時借入金利子が30万円であります。

次に議案書の93ページ、第2条の地方債の関係でございますが、97ページの第2表に地方債の限度額といたしまして1億5,870万円の予定をしているものでございます。

次に、93ページの第3条の一時借入金の最高額を5億円と定めているものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第31号、平成23年度竜王町下水道事業特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田淳子）** 続きまして、議第32号、平成23年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。特別会計の歳入歳出予算に関する説明書87ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入の関係でございます。保険料として、65歳以上の第1号被保険者保険料で、日本年金機構などで年金から徴収されます特別徴収保険料や普通徴収保険料などで1億526万2,000円で、前年度に比べ375万1,000円の増となります。

87・88ページの国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が1億673万9,000円、調整交付金が3,073万6,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が147万4,000円、包括的支援事業・任意事業が472万1,000円で、それぞれルール分を計上しております。

88ページの支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資に介護給付費交付金が1億7,471万1,000円、地域支援事業支援交付金が177万2,000円を計上しております。

89ページの県支出金は、介護給付費負担金が8,252万6,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が73万7,000円、包括的支援事業・任意事業が236万円、それぞれルール分を計上しております。

財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子10万円を計上しております。

90ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れとして8,929

万3,000円を計上しており、その内訳は、介護給付費繰入金が7,279万1,000円、その他一般会計繰入金が1,331万3,000円、地域支援事業繰入金の介護予防事業が73万7,000円、包括的支援事業・任意事業が236万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金が9万2,000円でございます。

介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、平成21年度からの介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制するために国が特別対策として講じた2か年の軽減措置は、平成22年度を以って終了いたします。当該基金の残金9万2,000円は、当該基金の活用効果を啓発経費に充てるものでございます。

また、介護給付費準備基金からの繰入金として、1,316万円を計上しております。

次に歳出でございます。93ページからご覧ください。総務管理費が106万2,000円、賦課徴収費が88万5,000円でございます。また、介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、要介護認定申請に基づく認定調査や主治医意見書により要介護度を審査するために共同設置をしております介護認定審査会への負担金を、介護認定審査会費として648万1,000円を計上しております。

95ページの保険給付費でございますが、要介護認定を受けられた方々の居宅介護サービス・施設介護サービス・地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が5億2,776万円、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービス・介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が3,282万円、高額介護サービス等費が605万円、特定入所者介護サービス等費が1,355万円、高額医療合算介護サービス等費130万円、その他の保険給付費を含め全体で5億8,238万円を計上しております。居宅介護サービスにかかる給付費が増加しており、全体としては4,828万円の増額でございます。

99ページの地域支援事業費につきましては、介護予防事業費が598万6,000円で、特定高齢者に対する介護予防教室や生活機能評価業務にかかる委託料、一般高齢者に対する介護予防教室にかかる委託料などでございます。

また、包括的支援事業・任意事業費が1,643万8,000円で、主に地域包括支援センター運営事業費のほか、配食サービス見守り事業にかかる委託料でございます。

今後も、介護予防の観点を重視した保健福祉サービスの充実に努め、ご本人さんが自立して地域で安心して老後を送っていただけるよう支援をさせていただきます。

き、適正な介護保険の運営に努めたいと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、議第32号、平成23年度竜王町介護保険特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 村井建設水道課長。

**○建設水道課長（村井耕一）** 続きまして、議第34号、平成23年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

まず、水道事業会計予算書の1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数が3,800戸、年間総配水量といたしまして200万 $\text{m}^3$ 、1日平均給水量は4,500 $\text{m}^3$ を予定するものでございます。さらに、主な建設改良事業といたしまして老朽管等布設替工事を実施する計画でございまして、その事業費といたしましては7,750万円とするものでございます。

次に、第3条予算および第4条予算につきましては、提出議案説明資料72ページの予算の概要によりましてご説明いたします。

第3条予算の関係でございしますが、収益的収入の予定額といたしまして、3億2,381万6,000円と定めております。前年度と比較して、381万6,000円の増でございます。収益的支出の予定額といたしまして、3億1,503万2,000円と定めております。前年度と比較して、496万8,000円の減でございます。

収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が2億9,911万5,000円でございます。その主な収入といたしましては、水道使用料が2億9,496万円で、前年度比較では433万1,000円の増でございます。

営業外収益につきましては2,470万1,000円で、その主な収入といたしましては、町補助金が2,115万7,000円で、前年度比較では263万6,000円の減でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が2億9,993万円でございます。その主な支出といたしまして、県水受水費が1億7,483万9,000円で、前年度比較では1,696万円の減でございます。これは、滋賀県企業庁の用水供給事業統合に伴う基本料金と責任水量見直しに伴うものでございます。

減価償却費は4,210万2,000円、人件費が2,892万3,000円、委託料が1,500万8,000円でございます。その他の営業費用につきましては、ご覧いただいているとおりでございます。



営業外費用につきましては1,490万2,000円で、その主な支出といたしましては、支払利息1,362万円等でございます。

さらに第4条予算の資本的収入および支出でございますが、資本的収入が4,000万円でございます。前年度と比較しますと、4,320万円の減でございます。

資本的支出といたしましては、8,624万5,000円でございます。前年度と比較しますと、5,625万5,000円の減でございます。その主な支出といたしましては、改良事業費が7,630万円でございます。これは、老朽管等の布設替工事に伴います設計委託料と工事費でございます。

次に、企業債償還金といたしまして874万5,000円でございます。これは、企業債の元金償還金でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して4,624万5,000円の不足となりますが、これにつきましては、減債積立金、過年度分および当年度分の損益勘定留保資金ならびに消費税資本的収支調整額で補てんさせていただくこととしております。

次に予算書の2ページをご覧ください。第5条で企業債の限度額を3,000万円に、第6条で一時借入金の限度額を3,000万円に、第7条で議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費2,892万3,000円、交際費2万円に、第8条で一般会計から受ける補助金といたしまして2,115万7,000円、第9条でたな卸資産の購入限度額を500万円に定めたいものでございます。

以上、平成23年度の水道事業会計予算の内容説明とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 議員派遣について

○議長（寺島健一） 日程第34 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくよう、

よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後4時40分